

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2021/12/12時点)

1. 現在の申込状況

オンライン資格確認の導入予定施設数

<顔認証付きカードリーダー申込数>

129,646施設 (56.5%) / 229,311施設

【内訳】

病院	6,403 /	8,227施設	77.8%
医科診療所	39,566 /	89,467施設	44.2%
歯科診療所	34,532 /	70,823施設	48.8%
薬局	49,145 /	60,794施設	80.8%

※ 病院の申込割合は**全都道府県で60%超**、うち、1県で90%以上、**23府県で80%以上**、**20都道府県で70%以上**

医科診療所の申込割合は**15県で50%超**

歯科診療所の申込割合は**3県で70%以上**、**7県で60%以上**

薬局の申込割合は**全都道府県で70%超**、**27都府県で80%以上**

※ 公的医療機関等における申込状況は厚生労働省HPに掲載

2. 準備完了施設数

29,644施設 (12.9%)

※ 院内システムの改修など、準備が完了している施設数

病院	2,117 施設	医科診療所	8,691 施設
歯科診療所	6,664 施設	薬局	12,172 施設

3. 運用開始施設数

20,131施設 (8.8%)

病院	1,584 施設	医科診療所	5,642 施設
歯科診療所	4,858 施設	薬局	8,047 施設

目標：医療機関等の6割程度での導入（令和3年3月時点）、概ね全ての医療機関等での導入（令和5年3月末）を目指す
（令和元年9月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

【参考：健康保険証の利用の登録】

6,226,779件

※ 厚生労働省HPで公表中

・顔認証付きカードリーダー申込状況、施設数 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)

・健康保険証の利用の登録 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)

- 10月20日から11月16日までの4週間で、オンライン資格確認等システムを活用し、マイナンバーカードによる資格確認が約12万件、保険証による資格確認が約1,100万件、一括照会（※）による資格確認が約330万件、行われた。

※ 一括照会：医療機関等で予約患者等の保険資格が有効かどうか事前にオンライン資格確認等システムに一括で照会すること

- 今後、利用頻度の高いところと低いところについて、利用頻度を高めるために行っている取組みや利用頻度が低い理由等、利用状況についてヒアリング等を行い、利用方法の周知など、実態を踏まえた対応を行っていく。

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数（集計期間：令和3年10月20日～11月16日）

【参考】

	マイナンバーカード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)	合計 (件)
病院	36,000	921,679	2,718,911	3,676,590
医科診療所	32,188	3,145,359	91,311	3,268,858
歯科診療所	22,185	718,261	473,110	1,213,556
薬局	25,985	6,067,359	15,775	6,109,119
総計	116,358	10,852,658	3,299,107	14,268,123

運用開始1施設あたりの 1日の平均利用件数 (件 / 施設数)	運用開始施設数 (2021/11/14時点)
98.3	1,336
26.1	4,478
11.3	3,837
36.3	6,006
32.5	15,657

■ 特定健診等情報閲覧・薬剤情報閲覧の利用件数（集計期間：令和3年10月20日～11月16日）

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)
病院	1,150	2,098
医科診療所	1,330	3,215
歯科診療所	892	1,044
薬局	441	961
総計	3,813	7,318

※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

薬剤情報について

薬剤情報とは

令和3年9月22日

第145回社会保障審議会医療保険部会

資料2

医療機関等を受診し、医療機関等から毎月請求される医科・歯科・調剤・DPCレセプト（電子レセプト）から抽出した薬剤の情報。

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

（注）下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 受診者情報
（氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番）
- 薬剤情報
（調剤年月日、処方医療機関識別、処方区分、使用区分、医薬品名、成分名、用法、用量、調剤数量）

マイナポータルで閲覧可能な項目

（注）下線の項目は後期高齢者においては存在しない。

- 本人情報
（氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番）
- 薬剤情報
（調剤年月日、病院・薬局名、使用区分、医薬品名、用法、用量、調剤数量）
- 削減可能額（※ジェネリック医薬品が存在する薬剤の場合）
（自己負担相当額、削減可能額）

薬剤情報の対象レセプトについて

- ・ 令和3年9月診療分の電子レセプト（医科・歯科・調剤・DPC）から抽出を開始し、以後、**3年間分**の情報が閲覧可能。
- ・ 月遅れ請求及び返戻分の再請求も対象。一次請求時に抽出した薬剤情報と重複した場合は、後に請求されたレセプトの薬剤情報が表示。

薬剤情報の抽出タイミングについて

- ・ 受付開始日5日から10日までの受付レセプトを一括して**翌11日**の朝までに更新し表示。
また、11日受付レセプトは翌12日、12日受付レセプトは翌13日朝までに更新し表示。

薬剤情報のメリット

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師等が、患者の同意により、**他院のレセプト由来の薬剤情報**や**これまで把握出来なかった院内、DPC等の薬剤情報を把握可能**。
- ・ マイナポータルにアクセスすることで、処方された薬剤情報をいつでも閲覧可能。

閲覧開始時期

令和3年10月～

医療機関・薬局、マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始予定 ※令和3年9月診療分

特定健診等情報の閲覧について

特定健診情報とは（特定健診とは）

令和3年9月22日

第145回社会保障審議会医療保険部会

資料2 改変

特定健診とは、日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診。特定健診情報は、この特定健診の結果の情報。（75歳以上の者については後期高齢者健診の結果の情報）

医療機関・薬局、マイナポータルで閲覧可能な項目

（注）下線の項目は後期高齢者健診においては存在しない。

○ 受診者情報

（氏名、性別、生年月日、年齢、保険者番号、被保険者証等記号・番号・枝番）

○ 健診機関情報（健診機関名称）（※1）（※2）

○ 特定健診結果情報（※2）

（診察（既往歴等）、身体計測、血圧測定、血液検査（肝機能・血糖・脂質等）、尿検査、心電図検査、眼底検査の結果）

○ 質問票情報（服薬・喫煙歴等）（※2） ○ メタボリックシンドローム基準の該当判定（※2）

○ 特定保健指導の対象基準の該当判定（※2）

※1 マイナポータルでのみ閲覧可能

※2 令和2年度以降に実施し順次登録された5年間分の情報が閲覧可能

特定健診等情報の登録について

- ・特定健診等情報を閲覧するためには、**保険者が特定健診等の結果の情報を、オンライン資格確認等システムに登録する必要**がある。
- ・登録は法定報告（健診実施年度の翌年度の11月1日までの報告）時の登録に加えて、月次で随時登録が可能である。

国民（加入者）への登録状況の周知

- ① 保険者が加入者に対して、事前に登録状況及び登録予定日を周知する。
- ② マイナポータルの特定健診等情報の検索画面において、保険者ごとに情報の閲覧が可能となる時期が異なる旨を周知する。
- ③ マイナポータルに掲載するFAQ内で、保険者ごとに情報の閲覧が可能となる時期が異なる旨を周知する。
- ④ 各保険者の特定健診等情報の登録状況を厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）に掲載する。

保険医療機関等への登録状況の周知

- ① 医療機関向け運用マニュアルにおいて周知する。
- ② 医療機関向けポータルサイトの「お知らせ」に保険者の登録状況一覧（厚生労働省HP）を掲載して周知する。
- ③ 医療機関向けポータルサイトに登録している医療機関等に保険者の登録状況一覧（厚生労働省HP）をメール等にて周知する。

医療機関・薬局、マイナポータルでの閲覧開始時期

令和3年10月～

医療機関・薬局、マイナポータルでの特定健診等情報の閲覧開始予定
※医療機関・薬局では、令和3年7月6日より特定健診等情報の閲覧を試行的に開始

オンライン資格確認のメリット

患者

- ・マイナンバーカードを用いて、特定健診情報等、医療費通知情報、薬剤情報を閲覧することが出来るようになります。本人が同意をすれば、医療関係者と共有し、より良い医療を受けることが出来るようになります。
- ・限度額適用認定証等がなくても、窓口での限度額以上の一時的な支払いが不要となります。(従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に医療保険者等に限度額適用認定証等を申請する必要がありました。)
- ・転職・結婚・退職しても、被保険者証の発行を待たずに、マイナンバーカードで保険医療機関等を利用できるようになります。(医療保険者等への加入の届出は引き続き必要です。)
- ・保険医療機関等の窓口での資格確認がシステム化されることで、待ち時間が減少することがあります。

医療機関・薬局

- ・被保険者証の資格確認がシステム化されることで、窓口の混雑が緩和されます。
- ・病院システムへの資格情報の入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少します。
- ・正しい資格情報の確認ができていないと、レセプト請求後に返戻されていましたが、オンラインでの即時の資格確認を毎回実施することによりレセプトの返戻を回避でき、未収金が減少します。(患者等への確認事務も減少します。)
- ・マイナンバーカードを持っている患者の同意を得て、保険医療機関及び保険薬局では薬剤情報、特定健診情報等を閲覧することが出来るようになり、より適切な医療を提供することが出来ます。
- ・災害時には、マイナンバーカードを持っていない患者であっても、薬剤情報、特定健診情報等を閲覧することが可能となります。(患者の同意は必要です。)

保険者

- ・資格切れの被保険者証の使用が抑制されます。
- ・資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求の事務処理負担(資格喪失や異動後の資格情報の照会、医療保険者間調整、本人への請求等の事務作業)が減少します。
- ・限度額適用認定証等の適用区分や負担割合等が保険医療機関等に正確に伝わり、レセプトにかかる保険医療機関等との調整が減少します。
- ・限度額適用認定証等の申請にかかる事務手続きや認定証等の発行が減少します。

① 施策の目的

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る。

② 施策の概要

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント(1人当たり最大2万円相当)を付与する。

③ 施策の具体的内容

●対象者とポイント付与数：


- ① マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント
※ マイナンバーカードの既取得者のうち、現行マイナポイントの未申込者を含む。
- ② 健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント
※ 既登録者及び利用申込みを行った者を含む。
- ③ 公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイント

※①は第1弾と同様(プレミアム方式、ポイント付与25%)、②③は直接付与方式。

●対象者数：9,500万人分 (①約7,000万人分、②③約9,500万人分)


●イメージ：

①マイナンバーカード




・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

②健康保険証利用




・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力、確定申告の医療費控除が簡単に


③公金受取口座



・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
※ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月公布)



取得 5,000円分 登録 7,500円分 登録 7,500円分



最大20,000円分をお好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

(出典) 内閣府HP公表資料(コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日)施策例抜粋(p54))

オンライン資格確認についての課題（小括）

- ・ 10月20日から11月16日までの4週間で、オンライン資格確認等システムを活用し、マイナンバーカードによる資格確認が約12万件、保険証による資格確認が約1,100万件、一括照会による資格確認が約330万件、行われた。
- ・ 医師、歯科医師、薬剤師等が、患者の同意により、他院のレセプト由来の薬剤情報やこれまで把握出来なかった院内、DPC等の薬剤情報、特定健診等情報を把握可能であり、また、患者本人もマイナポータルにアクセスすることで、処方された薬剤情報や特定健診等情報をいつでも閲覧可能となっている。